

○経済産業省令第三十五号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十一条第一項、第六十一条第一項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第九十六条第一項の規定に基づき、ガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月二十六日

経済産業大臣 齋藤 健

ガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令

ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成十二年通商産業省令第百十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前

目次

第一章～第七章 「略」

第八章 雑則（第六十四条）

附則

第八章 雑則

（ガス工作物に係る保安に支障のおそれがない  
と認められる場合の特例）

第六十四条 経済産業大臣がガス事業者による保

安の確保の方法がそのガス工作物に係る保安に  
支障のおそれがないものであると認める場合に  
おける当該ガス工作物が適合するよう維持しな

目次

第一章～第七章 「略」

「新設」

附則

「新設」

「新設」

なければならない技術上の基準は、第十七条、第二十二條、第三十五條第一項、第三十八條、第四十六條、第五十二條、第五十四條及び第五十五條の規定にかかわらず、その認めたものをもつて、これらの規定に規定する基準に代えるものとする。

備考 表中の「」は注記である。

## 附 則

この省令は、公布の日の翌日から施行する。